**小浜市グリーン購入推進方針**

平成１７年４月１日

**１．策定の趣旨**

　　　大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムとそこから産み出される製品やサービスは、地球温暖化、オゾン層の破壊、大気、水、土壌の汚染等深刻な環境問題をもたらした。私たちは、使い捨て型の社会や製品のあり方を根本から見直し、持続可能な循環型社会を構築しなければならない。

　　　このため、物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する原材料・部品・製品および役務（以下「環境物品等」という。）を優先的に選択するグリーン購入を推進し、環境物品等への需要の転換を促進していく必要がある。

　　　こうしたことから、市自らが計画的にグリーン購入に努めるとともに、市民や事業者等における取組みを促進するため、本推進方針を定める。

**２．適用範囲**

　　　この方針は、以下の部局および物品等について適用する。

① 部局

　　 市長部局

　　　 議会事務局

　　　 教育委員会事務局

監査委員事務局

　　② 物品等

　　　 消耗品、備品、役務および公共工事

**３．環境物品等の要件**

　　　資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまで物品等のライフサイクル全体について以下の事項を考慮し、かつ、多様な環境負荷項目を包括的に捉え、環境負荷の少ない物品等を選択する。

　 ① 環境や人の健康に被害を与えるような物品の使用および放出が削減されていること

　 ② 資源やエネルギーの消費が小さいこと

　 ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること

　 ④ 長期間の使用ができること

　 ⑤ 再使用が可能であること

　 ⑥ リサイクルが可能であること

　 ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること

　 ⑧ 廃棄されるとき処理や方法が容易なこと

**４．調達計画の策定**

　(1) グリーン購入を計画的に推進するため、毎年度、調達計画を策定する。

　(2) 調達計画には、次の事項を定める。

　 ① 重点品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）

　 ② 判断基準（重点品目に該当する環境物品等における選択のための基準）

　 ③ 調達目標（重点品目の年間調達目標）

　 ④ 配慮事項（②の判断基準とはしないが、配慮することが望ましい事項）

　 ⑤ その他

**５．調達に当たっての基本的な考え方**

　(1) 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用等に努めるとともに、調達の必要性と適正量を十分検討する。

　(2) 重点品目を調達する場合は、判断基準を満たす環境物品等を選択しなければならない。ただし、経費が著しく割高となる場合や、使用機器・使用条件等にあった環境物品等の調達が困難な場合は、この限りでない。

　(3) 重点品目以外の物品を調達する場合にあっても、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努める。

　(4) 調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などを徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

　(5) 物品等の納入等に携わる業者の選定に当たっては、業者自身の環境保全に対する取組みを考慮する。

**６．調達実績の記録、公表**

　(1) 各所属長は、重点品目の調達実績を、経営企画部営繕管財課へ報告する。

　(2) 経営企画部営繕管財課は、調達計画および年間の調達実績を市広報等で公表する。

**７．推進体制**

　(1) 経営企画部営繕管財課は、重点品目の調達実績を確認し、推進方策等について検討を行う。

　(2) 各所属長は、各所属におけるグリーン購入の推進に努める。

　(3) 調達実務担当者をはじめ職員に対し、グリーン購入の意義についての研修を行う。

**８．補助事業等への適用**

　　　補助事業や委託事業について、補助事業の事業主体または委託事業の受託業者が物品等を調達する場合についても、本方針に沿ったグリーン購入を要請していく。

**９．市民および事業者への普及**

　　　市は、グリーン購入に関する情報の収集に努め、これを市民および事業者に積極的に提供し、グリーン購入の普及に努める。

附　則　本推進方針は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　本推進方針は、令和３年４月１日から施行する。